

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: [office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆: 弁護士尾崎悠吾



## Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

### 相続分の譲渡の注意点

- 1 相続人の中に、「相続放棄の期間内に相続放棄をしなかったが、遺産分割には参加したくない」という人や、「遺産分割が成立するのを待たずに現金を受け取りたい」という人がいる場合に、相続分の譲渡という手法をとることがあります。
- 2 **相続分の譲渡とは、相続財産(相続債務も含む)に対して相続人が有する割合的な持分を譲渡すること**です。譲渡の相手方は、他の共同相続人であるか、相続人ではない第三者であるかを問いません(民法905条参照)。また、有償(譲渡対価を支払う)であるか、無償であるかを問いません。
- 3 相続分の譲渡は、**遺産分割前に、譲渡人と譲受人との間で合意すること**により成立します。他の相続人の承諾は不要です。
- 4 **相続人の一部の者が他の共同相続人に対してその相続分の全部を譲渡したときは**、譲渡人である相続人は、基本的には、遺産分割の当事者ではなくなります。譲受人である相続人は、従前から有していた相続分と新たに取得した相続分とを合計した相続分を有する者として遺産分割に参加することになり、遺産分割が成立すれば、相続開始時に遡って被相続人からの直接的な権利移転が生じます(遺産分割の遡及効、最高裁平成13年7月10日判決)。

相続人の一部の者が他の共同相続人に対してその相続分の一部を譲渡したときは、譲渡人である相続人の相続分は譲渡した割合分減少し、譲受人である相続人の相続分は譲り受けた割合分増加します。

相続人の一部の者が相続人ではない第三者に対してその相続分の全部を譲渡したときは、譲受人である第三者は、譲渡人に代わって遺産分割の当事者になります。

- 5 **相続債務**については、譲渡当事者間では譲受人に移転しますが、債権者保護のために、債権者との関係では、併存的債務引受をしたものとして、譲渡人と譲受人が連帯して債権者に対し債務を負担すると解されていますので、譲渡当事者間において、相続分の譲渡の合意をするに際して、債権者への弁済が必要になった場合の負担についても合意しておく必要があります。
- 6 **税金**については、特に注意が必要です。

譲受人が**共同相続人**である場合で、**無償譲渡**であるときは、譲渡人には税金がかからず、譲受人には相続税がかかります。**有償譲渡**であるときは、譲渡人には譲渡対価について相続税がかかり、譲受人には譲渡対価を差し引いた部分について相続税がかかります。

譲受人が**第三者**である場合で、**無償譲渡**であるときは、譲渡人がいったん相続して第三者に贈与したものとされるため、譲渡人には相続税がかかり、譲受人には贈与税がかかります。**有償譲渡**であるときは、譲渡人には、相続税のほか、遺産の中に不動産等がある場合には譲渡所得税がかかる場合があります(不動産の共有持分を譲渡対価額で売却したのと同様に扱われます)、譲受人は、著しく低い価額で譲り受けたような場合にはその差額について贈与税がかかります。

- 7 被相続人が死亡した後に相続人の一部の者が死亡した場合(**数次相続**の場合)に、被相続人から見て異なる順位の相続人間で相続分を譲渡するときにも注意が必要です。例えば、被相続人が死亡し、その子であるAとBが相続人であったところ、その後、遺産分割が成立しない間に子Aが死亡し、Aの相続人がAの子(被相続人の孫)Cである場合に、子Bが孫Cに対して相続分を無償譲渡したときは、孫Cに贈与税がかかります。
- 8 相続分の譲渡については、相続債務や税金に注意して行う必要があります。